

甲 第 8 7 号 議 案

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例の制定について
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例（平成24年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 一般財団法人岡山市スポーツ協会

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号と
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公益財団法人岡山シンフォニーホールの合併に伴い、当該法人を地方自治法施行令第1
52条第1項第3号の規定により条例で定める法人から除く等のため、本条例の一部を改
正しようとするものである。

甲 第 8 8 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第 1 条 岡山市市税条例（昭和 2 5 年市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 2 4 条の 3 中「第 1 2 項まで」を「第 1 1 項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に、「第 7 項及び第 1 2 項」を「第 6 項及び第 1 1 項」に改める。

第 2 6 条の 2 第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第 2 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第 1 項中第 3 号を削り，第 4 号を第 3 号とする。

第 2 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り，第 3 号を削り，第 4 号を第 3 号とする。

第 2 9 条の 8 第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 3 3 条第 3 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め，同項を同条第 6 項とし，同条第 2 項中「，その他の事由によつて」を「その他の事由により」に，「においては」を「には」に改め，「これを」を削り，「課する」の次に「ことが

できる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第33条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第33条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

第37条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第37条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第52条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第52条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第53条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第72条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第72条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第74条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第76条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存

している場合に限り、適用する。

第76条第1項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条第1項中「第15条の3の2までの規定」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改め、同条第2項中「第15条の3まで」の次に「又は第61条」を加え、「第128条」を「第128条」に改める。

附則第9条の2の2中第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第

31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の2の2第18項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「機械装置」を「機械装置等」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の2の2中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

附則第9条の5の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年

度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「附則第16条の4」を「第16条の4まで」に改める。

附則第15条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2の2第2項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第20条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附則第20条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第25条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第12条中「第30条第1項及び第4項」を「第30条第1項」に改める。

第15条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第23条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第23条第2項の表第1号」を「同号」に、「第29条の8第10項から第12項まで」を「第29条の8第9項から第16項まで」に改める。

第23条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第3項中「同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第29条の8第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」

に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第29条の12第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた

連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第30条第4項から第6項までを削る。

第72条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第9条第1項中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改め、同条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。

(岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、岡山市市税条例第16条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

(岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岡山市市税条例の一部を改正する条例（令和2年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、岡山市市税条例附則第9条の2の2第27項の改正規定中「附則第9条の2の2第27項」を「附則第9条の2の2第26項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中岡山市市税条例第52条の2の次に1条を加える改正規定，第53条第1項の改正規定並びに第72条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条第4項及び第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中岡山市市税条例第16条第1項第2号，第24条の3及び第26条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2及び第3条第1項の改正規定，第2条中岡山市市税条例附則第9条第1項及び第2項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中岡山市市税条例第72条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中岡山市市税条例附則第20条第1項及び第20条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和元年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例第16条第1項（第2号に係る部分に限る。），第24条の3及び第26条の2第1項の規定は，令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和2年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条の2第1項の規定の適用については，同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは，「地震保険料控除額，ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）

第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第15条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

4 新条例第26条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第26条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第26条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

- 2 新条例第33条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第52条の3の規定は、令和2年10月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 岡山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第22項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第23項の表附則第14項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表附則第15項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

第11条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第12条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同

条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

附則第12条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第13条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年市条例第92号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、ひとり親及び寡婦に対する税制上の措置並びに所有者不明土地等に係る固定資産税の申告義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 9 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例の適用を受けるための計画の認定期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 0 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り，第16号を第15号とし，第17号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い，個人番号の通知カードの再交付手数料を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 1 号 議 案

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例

(岡山市営火葬場条例の一部改正)

第 1 条 岡山市営火葬場条例(昭和 39 年市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 11 条とし、第 5 条を第 7 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(禁止行為等)

第 8 条 何人も、火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (3) その他火葬場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者に対し、火葬場からの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第 9 条 使用者は、火葬場の使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 10 条 使用者は、故意又は過失により、火葬場の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第4条第1項中「前条の規定により使用の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 火葬場の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他火葬場の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又は火葬場の管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

別表第1中「第4条」を「第6条」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

施設名	動物の区分	収骨の区分	使用料	
			使用者が市内居住者	使用者が市外居住者
岡山市東山斎場	犬又は猫	収骨する場合	1頭につき 13,000円	1頭につき 32,000円
		収骨しない場合	1頭につき 9,000円	1頭につき 28,000円

	犬及び猫以外 の動物	収骨不可	1頭につき 9,000円	1頭につき 28,000円
--	---------------	------	-----------------	------------------

備考 この表において「動物」とは、次の各号のいずれにも該当するものに限る。

- (1) 哺乳類に属すること。
- (2) 愛玩することを目的として飼養されていたものであること（畜産農業に係るものを除く。）。

第2条 岡山市営火葬場条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 岡山市岡山北斎場 岡山市北区富吉2707番地8

第11条を第15条とする。

第10条中「使用者」を「指定管理者又は使用者」に改め、同条を第14条とする。

第9条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条第2項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条を第10条とする。

第5条中「第3条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理等）

第3条 市長は、岡山市岡山北斎場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 岡山市岡山北斎場の使用許可に関する業務
- (2) 岡山市岡山北斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他岡山市岡山北斎場の管理上市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定等）

第4条 岡山市岡山北斎場の指定管理者の指定を受けようとするものは、岡山市岡山北

斎場の事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による岡山市岡山北斎場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が岡山市岡山北斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が岡山市岡山北斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条から第9条まで及び第12条第2項に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取消しをされた日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 岡山市岡山北斎場の管理業務の実施状況及び使用状況

(2) 岡山市岡山北斎場の管理に係る経費の収支状況

(3) その他規則で定める事項

別表第1中「第6条」を「第10条」に、「岡山市東山斎場」を「岡山市東山斎場」に改める。

岡山市岡山北斎場

別表第2中「第6条」を「第10条」に、「岡山市東山斎場」を「岡山市東山斎場」に改める。

岡山市岡山北斎場

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第10条関係）

施設名	区分	使用料
岡山市岡山北斎場	多目的室	1時間につき 550円
	洋室	1時間につき 470円
	和室	1時間につき 440円
	宗教関係者控室	1時間につき 160円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和2年8月1日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の岡山市営火葬場条例（以下「新条例」という。）第3条の規定に基づく指定管理者の指定を受けようとするものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第4条第1項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、新条例第4条第2項の規定の例により、その指定をすることができる。この場合において、当該指定を行ったときは、市長は、同条第3項の規定の例により、その旨を公告するものとする。

提案理由

岡山市岡山北斎場を設置し、及び本市の火葬場の管理について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 2 号 議 案

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

岡山市立老人憩の家条例（昭和46年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表岡山市立千種老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市立千種老人憩の家を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 3 号 議 案

岡山市福寿苑条例を廃止する条例の制定について

岡山市福寿苑条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福寿苑条例を廃止する条例

岡山市福寿苑条例（平成18年市条例第106号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部改正）
- 2 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市福寿苑条例（平成18年市条例第106号）の項を削る。

提案理由

福寿苑を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,720円」を「22,176円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「42,504円」を「33,264円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「53,592円」を「51,744円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は、令和2年度分の介護保険料から適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度の介護保険料の額の一部を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 5 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年
市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核
市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3
号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正
しようとするものである。

甲 第 9 6 号 議 案

岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成6年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、第1項の浄化槽管理士に市長が別に定める研修を第3条第2項に規定する登録の有効期間内に1回以上受けさせなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第11条第3項中「第7条」を「第7条第1項」に、「第11条」を「第11条第1項本文」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第4項の規定は、この条例による改正前の第3条第1項又は第3項の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日から1年の間にある浄化槽保守点検業者については、適用しない。

提案理由

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。